労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年２月 10 日
厚生労働省
労働基準局安全衛生部労働衛生課

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和７年 11 月 17 日（月）から同年 12 月 17 日（水）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	省令改正により厚生労働大臣の権限が都道府県労働局長に委任され、 地域の実情に応じた支援が柔軟に行えるようになることは非常に意義深いと感じる。 一方で、制度が人の命や人生に関わるものであるからこそ、その運用には「透明性」と「信頼性」が不可欠である。	本案に賛成の御意見として承ります。

※上記のほか、２件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。